

赤十字は、動いてる!

+ SAVE365



日本赤十字社 広島県支部
Japanese Red Cross Society



あなたの**気持ち**が いのちを**救う**

このたびの能登半島地震災害で被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

広島県で豪雨災害が発生したときは、全国から温かい支援をいただきました。

私たちは、あのときの経験も活かし、今後も被災地の皆さまが安心できる生活を取り戻せるようになるまで、被災者の方に寄り添い救護活動を続けてまいります。

赤十字活動資金に、ご協力をお願いいたします。

いのちと健康を守るための様々な活動を展開しています



ハートちゃん

おしえて!“日赤活

皆さまからのご寄付は、「
苦しんでいる人を救う人道支援活動



災害発生時の対応

地震や豪雨災害が発生し避難所が開設された場合、発災直後から復興期(中長期)にわたり、医療救護活動やこころのケアを行います。また、火災が発生した場合も、被災された方に毛布や日用品をお届けします。

災害への備え

災害時の救助方法や避難の際の課題を具体的にイメージしながら命を守る方法を地域に密着した形で学ぶ防災セミナーを実施します。

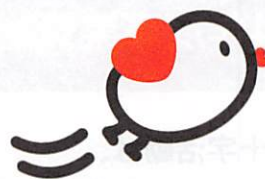


赤十字の平時

とっさの手当や日常生活での地域
事故防止などが学べる 防災・
救急法講習等の
普及に取り組んでいます。

活動資金の使い道”

「災害救護活動」をはじめ、
に大切にに使わせていただいています。



地域での活動

大切ないのちと健康を守るための知識・技術をお伝えします。

日常生活における事故防止や手当の基本、AEDの使い方、水の事故防止の技術、子どもの事故予防とかかりやすい症状の手当の方法、高齢期の健康増進や高齢者の支援方法など

詳しくは右下のQRコードをご覧ください。

未来のために

子どもたちがいのちと健康を大切に、人として社会や人のために何ができるかを考えて実行し、また世界の人びとと交流し、助けあうところを育めるよう青少年赤十字の活動を支えます。



の活動

住民が集まって、その地域の
防災についてみんなで考える

防災セミナーを

開催しています。



講習会について、
詳しくはコチラ



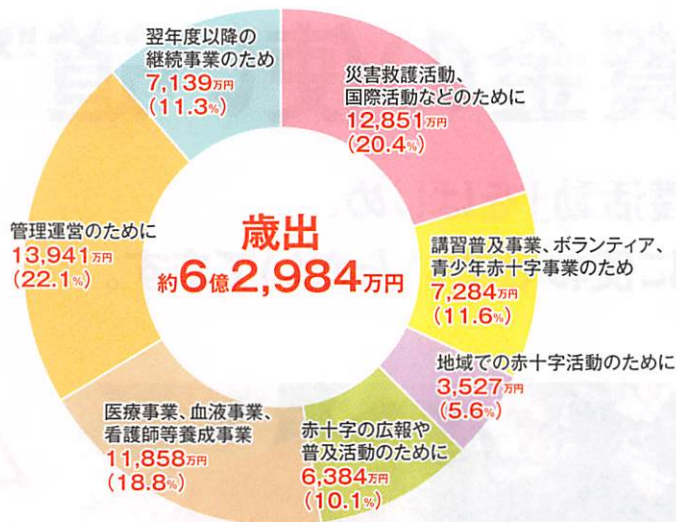
皆さまのご支援により赤十字の活動は支えられています

令和4年度事業費総額

これらの赤十字活動は、
国や県などからの公的資金によらず、
皆さまからお寄せいただく
活動資金によって支えられています。

歳入 約6億2,984万円

(内訳) 活動資金等 53,461万円
その他収入 9,523万円



赤十字へのご寄付の方法



口座振替・クレジットカードで

預金口座からの振替により定期的に納入していただけます。
また、日本赤十字社のホームページからクレジットカード決済がご利用いただけます。



口座振替



クレジットカード決済



遺贈・相続財産

遺贈や相続財産による寄付を受け付けています。
これらの寄付金は相続税などの優遇措置が受けられます。



税制上の優遇措置

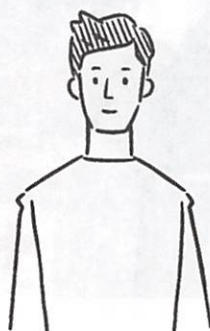
日本赤十字社へのご寄付は、確定申告をすることで、個人の所得税や企業の法人税の優遇措置を受けることができます。

**優遇措置
(寄付控除)**



税務署

確定申告



寄付

領収証の発行



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

所得控除の計算式

年間所得総額 - (寄付金額※ - 2,000円) = 所得税課税対象額

※寄付金額は年間所得総額の40%が上限となります。



日本赤十字社 広島県支部
Japanese Red Cross Society

〒730-0052 広島市中区千田町二丁目5-64
TEL 082-545-5011 FAX 082-240-2741
Email kain34@hiroshima.jrc.or.jp
https://www.jrc.or.jp/chapter/hiroshima



赤十字防災セミナー



災害から、あなたと周囲の人々のいのちを守れるように、
「赤十字防災セミナー」に参加してみませんか？

対象 町内会・自治会から小学校区程度までを範囲とし、原則として地域住民の方

会場 地域のコミュニティセンター、公民館、学校教室・体育館など

- 内容**
- ・ 災害への備え
 - ・ 家具安全対策ゲーム (KAG)
 - ・ 災害エスノグラフィー
 - ・ おうちのキケン
 - ・ 災害図上訓練 (DIG)
 - ・ ひなんじょ たいけん

以上のカリキュラムを、自由に選択・組み合わせることが可能です。

詳細は裏面をご覧ください。

「自助」と「共助」の力を高め、人々のいのちを守りたい

私たちは、赤十字防災セミナーを通じて、地域コミュニティにおける「自助」と「共助」の力を高めることで、地域の住民の方々が自ら、災害からいのちを守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減することを目指します。

例えば・・・

今後、発生が予測される大規模災害に対して

私たちは、過去の災害から得た教訓を踏まえ、将来の大規模災害から人々のいのちを守るためには、地域コミュニティにおける「自助」と「共助」の力を高める防災教育が極めて重要だと考えています。

	南海トラフ地震	首都直下地震
今後30年以内の発生確率(※)	70~80%	70%
最大想定死者数	約23万1千人	約2万3千人

※ 平成28年(2016年)に発生した熊本地震の発生確率は、発生時点ではほぼ0~0.9%でした。

出典：地震調査研究推進本部ホームページ（令和3年3月時点）、第39回中央防災会議資料、防災対策推進検討会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ資料（平成25年12月公表）

【カリキュラム一覧】

- 1 日本赤十字社の紹介（約10分間）**
日本赤十字社の現在の活動内容や、災害時の役割、防災・減災への取り組みについて理解する。
- 2 災害への備え（約60分間）**
災害・防災についての考え方や地震・大雨災害など災害別の想定被害等から、平時の備えの重要性を理解する。
- 3 災害エスノグラフィー（約120分間）**
大規模災害の被災者の体験談を通じて、災害を迫体験することで被災の具体的なイメージを理解する。
- 4 災害図上訓練（DIG: Disaster Imagination Game）（約120分間）**
地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域での防災対策の実施につなげる。
- 5 家具安全対策ゲーム（KAG）（約30分間）**
おうちのキケン（小学5・6年生普及モデル）（約45分間）
自宅（部屋）の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や危険な場所を把握し、家具の安全対策の必要性を理解する。
- 6 ひなんじょたいけん（約90分間）**
避難所を作るカードゲームを通じて、大地震後の避難所生活の一部を体験し、「避難者の目線で心がける要点」を理解する。

必要なカリキュラムを選択・組み合わせることで実施

地域住民の
防災・減災に関する
知識・意識・技術の
普及向上

地域における
災害発生時の
応急対応にあたる
リーダー層の育成

Q

日本赤十字社がなぜ地域住民の防災教育を？

A
これまで私たちは、長年にわたり救護活動の経験を蓄積してきました。各自治体が実施する防災対策と連携しながら、赤十字のノウハウを活用して、全国に約30万近く存在する地縁団体（自治会、町内会）のレベルから、地域の「自助」と「共助」の力をさらに高められるようサポートします。



日本赤十字社広島県支部 事業推進課

電話 082-545-5111

E-Mail jigyoh@hiroshima.jrc.or.jp

セミナー紹介動画はこちら⇒
(YouTube)



 日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



日本赤十字社広島県支部 福山市地区の活動について

日本赤十字社は、皆様の善意による活動資金（会費・寄付金）によって、災害救護事業をはじめ国際救援事業、血液・医療事業、赤十字奉仕団・青少年赤十字の支援、救急法等の講習会などの推進に努め、赤十字の使命達成と福祉の増進のため活動を展開しています。

なお、福山市地区では、6月1日から7月31日までを「赤十字運動月間」として取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

..... 活動資金（会費・寄付金）募集活動

福山市地区は、総額31,620千円の会費を目標に運動を進めてまいります。

なお、会費の協力については、つぎのとおり表彰制度や税法上の優遇措置の対象になっています。

2024年度（令和6年度）	会費目標額	31,620,000円
---------------	-------	-------------

一般会費：自治会を通じ、各世帯へお願いしております。

法人会費：企業・事業所等へお願いしております。

表彰制度

日本赤十字社の活動資金に多額のご協力をいただいた場合、特別社員章や有功章などが贈られます。

表彰区分	社 資 額	表彰の方法
特別社員章	毎年2,000円以上で10年以内に20,000円又は一時に20,000円以上	特別社員の称号とバッジを贈ります
感謝状	一時又は数次で100,000円以上	感謝状を贈ります
銀色有功章	一時又は数次で200,000円以上	銀色有功章を贈ります
金色有功章	一時又は数次で500,000円以上	金色有功章を贈ります

税法上の優遇措置

日本赤十字社に対する寄付には、適用される税法上の優遇措置があります。

..... 令和6年能登半島地震災害義援金の受入状況

【2024年（令和6年）3月31日までの累計】

	受付開始	2024年（令和6年）1月5日
	福山市地区 扱い分	20,699,166円
内 訳	社会福祉協議会 扱い分	5,653,148円
	福山市 扱い分	15,046,018円

※広島県支部の受入状況

117,222,031円

皆様からお寄せいただきました活動資金により、
つぎのような活動を行っています。

災害援護事業

福山市内で発生した災害の被災者に対し、災害救援物資を交付しています。

また、国内外の大規模災害に対し、義援金の募集を行っています。

緊急セット（携帯ラジオ・懐中電灯など）



講習会普及事業

健康で安全な日が送れるよう、講習会に講師を派遣しています。（日赤の講師を派遣する講習会には、経費の助成制度があります。）



赤十字奉仕団の支援

福山市内の赤十字奉仕団に対し、赤十字の使命とする人道的な活動を身近な社会の中で実践していただくため、助成等を行い支援に取り組んでいます。

○安全赤十字奉仕団

○アマチュア無線赤十字奉仕団

○福山市赤十字奉仕団

○神辺町赤十字奉仕団

献血推進事業

福山市での献血事業は、移動献血車などにより実施しています。

この事業の推進のため、ボランティアによる受付・PR活動、福山市献血推進協議会へ助成するなど、献血の普及に努めています。

日本赤十字社広島県支部福山市地区（事務局：福山市社会福祉協議会）

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号 福山すこやかセンター内

TEL (084) 928-1330 FAX (084) 928-1331

赤十字会員募集の手引き

赤十字会員募集にご協力いただく皆さまへ（お願い）

平素から、赤十字の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社は、赤十字の趣旨に賛同した会員・協力会員の寄付者の皆さまによって組織されています。

「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ため、災害救護をはじめとする各種事業を積極的に展開しています。

地区・分区、協賛委員の皆さま方に例年多大なご尽力をいただいているところでございますが、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日本赤十字社 広島県支部

1 赤十字について

（1）どんな活動をしているの？

日本赤十字社広島県支部では、県内の皆さまからお寄せいただいた活動資金と、多くの赤十字ボランティアのご協力により、主に次のとおり活動を行っています。

○災害救護活動

地震や豪雨などの災害が発生した場合、救護班などを派遣し、医療救護活動を行います。

また、火災が起こったときなど被災された方々に、救援物資（毛布・緊急セット等）をお届けしたり、こころのケア活動や義援金の募集などを行います。

○講習普及事業

大切ないのちと健康を守るための知識・技術を広めていくため、心肺蘇生やAEDの使い方、子どもを事故・病気から守るための講習など各種講習を実施しています。

○青少年赤十字

児童・生徒が赤十字の精神に基づき、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕する精神を育成することを目的としています。

○国際活動

世界各地で紛争、災害、病気といった人道危機に苦しむ人々への支援を届けるため、191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かして支援活動に取り組んでいます。

○赤十字奉仕団活動

県内各市区町村に組織される地域奉仕団や特殊奉仕団は、各地でさまざまなボランティア活動に取り組んでいます。

（2）赤十字の会員

会員 …日本赤十字社の活動に賛同し、毎年継続して2,000円以上をご支援してくださる方
協力会員…2,000円未満でのご支援や一時的な寄付をしてくださる方

※いずれも赤十字を支えてくださる寄付者のことです。

2 赤十字会員増強運動について

(1) 赤十字会員増強運動とは

赤十字の創始者アンリー・デュナンの誕生日や日本赤十字社の創立月である5月を「赤十字運動月間」と定め、赤十字思想の普及や赤十字会員増強運動を実施しています。

この運動は、地区本部・地区・分区（市区町・社会福祉協議会の担当窓口）を中心に、赤十字奉仕団・赤十字協賛委員・町内会・自治会等の皆さま方のご協力により支えられています。

従前からの災害時の救護活動の強化はもちろんのこと、平時においても変化・多様化する人道支援ニーズに対応するためには、より多くの方々の理解と協力を得て会員の増強を図る必要があるのです。

(2) 広報活動

全世帯配布用のチラシ、掲示用のポスター等を作成しています。一人でも多くの方から協力を得られるよう、活動資金募集期間中における配布、掲示等にご協力をお願いします。

※「活動資金募集期間」は、地区・分区によって別の時期の実施となることがあります。

(3) 留意事項

○地区・分区の担当者や協賛委員等の皆さま方は、赤十字活動について、ご理解いただいたうえで、県内の皆さまへ活動資金の募集をお願いいたします。

○募集方法は、それぞれの地域の実情に応じ、各戸単位での募集をお願いいたします。

町内会・自治会等の年間予算から活動資金を拠出したり、会費の集金に含めて活動資金を募集する場合は、総会で審議いただく等、合意を得たうえでの実施をお願いします。

○従来どおり、目安として年額500円以上のご協力をお願いいたします。

○年額2,000円以上をご協力いただいた方には、会員として登録させていただき旨ご説明をお願いします。

（会員への登録を希望しない場合は、領収書にある「会員への登録は不要」欄にチェックをお願いいたします。）

○活動資金の募集の際に、知り得た個人情報等については、他に漏らさぬよう厳守をお願いいたします。

3 表彰制度について

赤十字の活動資金に多額のご協力をいただいた場合、特別社員章や有功章等が贈られます。

【日本赤十字社による表彰】

表彰区分	活動資金額	表彰の方法
特別社員章	毎年2千円以上の会費を納入し累計額が2万円以上に達したまたは、2万円以上の会費を一時（または分割して）に納入したとき。	特別社員の称号とバッジを贈呈
支部長感謝状	支援金額の累計が10万円以上20万円未満に達したとき。	支部長感謝状を贈呈
銀色有功章	20万円以上を一時（または分割して）に支援をしたとき。	銀色有功章を贈呈
金色有功章	50万円以上を一時（または分割して）に支援をしたとき。	金色有功章を贈呈
社長感謝状	金色有功章を受章後、50万円以上の支援をしたとき（その都度）。	社長感謝状を贈呈

【国による表彰（個人の場合）】

表彰区分	活動資金額
厚生労働大臣感謝状	100万円以上500万円未満の支援をしたとき（同一年内）。
紺綬褒章	500万円以上を一時に支援したとき。※一定の要件を満たせば分納可能

4 税制上の優遇措置について

日本赤十字社は、その公益性を高く評価されており、日本赤十字社に対する寄付には、下記のとおり、税制上の優遇措置が適用されます。

日本赤十字社に対する寄付（会費・寄付金）に適用される税制上の優遇措置一覧

【個人】

区分	寄付の内容	措置の内容等	関係法令
所得税の控除	日本赤十字社の事業全般に対する寄付（「特定寄付金」）	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	所得税法 第78条第2項第3号
個人住民税の控除	総務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対する寄付（※1）	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	地方税法 第37条の2第1項第2号及び、同第314条の7第1項第2号に基づく総務省告示
	日本赤十字社の事業全般に対する寄付	寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を引いた額の4%（広島市内在住者は2%）が、寄付者の県民税額から控除されます。また、条例により日本赤十字社を控除対象団体に指定している市町では、寄付の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を引いた額の6%（広島市内在住者は8%）が、寄付者の市町民税額から控除されます。※条例については、各市町にお問い合わせください。	広島県税条例 第38条の2第1項第3号 地方税法 第314条の7第1項第3号に基づく各市町税条例
相続税の非課税	相続または遺贈により取得された財産により日本赤十字社の事業全般に対する寄付	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。	租税特別措置法 第70条

【法人】

区分	寄付の内容	措置の内容等	関係法令
法人税の控除	日本赤十字社の事業全般に対する寄付（「特定公益増進法人に対する寄付金」）	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別途、特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。	法人税法 第37条第1項及び第4項
	財務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対する寄付（「指定寄付金」）（※2）	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。※募集期間は4～9月。	法人税法 第37条第3項第2号

○個人住民税にかかる寄付金控除（※1）と法人の指定寄付金（※2）は、上限金額等の制限があります。

5 赤十字会員募集におけるQ&A

質 問	回 答
<p>Q.1 日本赤十字社広島県支部には、国や地方公共団体等から資金援助はないのですか。</p>	<p>A.1 広島県支部の様々な活動に係る資金は、皆さまからお寄せいただく活動資金で成り立っており、<u>国等からの助成金や補助金はありません。</u> なお、医療事業や看護師等養成事業等の特定事業に対しては、国や地方公共団体から一部補助金等による援助がございます。</p>
<p>Q.2 赤十字の会員には、誰がなれるのでしょうか。</p>	<p>A.2 年額2,000円以上をご支援いただくと、個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。 会員になると、年2回「Cross com-BOOK（全国版の広報誌）」を送付し、赤十字の活動状況等を報告します。</p>
<p>Q.3 会費は毎年納めなければならないのですか。</p>	<p>A.3 赤十字の活動は苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間のいのちと健康、尊厳を守る「人道」を実現するために行っている事業であり、皆さまからの継続的なご支援（会費）によってのみ支えられています。 なお、会員への加入や退会は、ご本人の自由意思によるものであり、強制的なものではありません。</p>
<p>Q.4 金額は、500円以上でないといけないのですか。</p>	<p>A.4 県内の皆さまからお寄せいただく金額は、赤十字の趣旨や活動をご理解の上、自由意思によるものであり、500円はあくまで目安です。</p>
<p>Q.5 赤十字の活動資金とは、何ですか。</p>	<p>A.5 活動資金は、被災地への医療救護班の派遣や毛布・緊急セット等の救援物資の整備、AED等を用いた一次救命処置や応急手当の講習の普及等、赤十字が行う様々な活動の資金であり、会員からの「会費」と、募金箱等による「寄付金」により、まかなわれています。 なお、義援金は、自然災害等による被災者のために募集され、被災県に設置される「義援金配分委員会」を通して、全額被災者へお届けします。</p>

赤十字の活動等に係るお問い合わせは、地区本部・地区・分区（市区町・社会福祉協議会の担当窓口）または、日本赤十字社広島県支部までお願いいたします。

 **日本赤十字社** 広島県支部
Japanese Red Cross Society

〒730-0052 広島市中区千田町2丁目5-64
TEL 082-545-5011 FAX 082-240-2741
Email kaiin34@hiroshima.jrc.or.jp
詳しくはホームページをご覧ください。

日赤 広島県支部

Q 検索 